

## 小田原市立病院新改革プラン策定支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領

小田原市立病院新改革プラン策定支援等業務委託に係るプロポーザルを以下のとおり実施する。

### 1 目的

公立病院は、安定した経営の下で、地域に必要な医療提供体制の確保のみならず、不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担うことが求められている。小田原市立病院（以下「本病院」という。）においても、その役割を全うするため、持続可能な病院経営を目指し、病院の全職員が一丸となって経営効率化に努めていく必要がある。

本業務は、本病院において、「公立病院改革の推進について」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）において示された「新公立病院改革ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）に規定する新公立病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）策定時の4つの視点である①地域医療構想を踏まえた役割の明確化、②経営の効率化、③再編・ネットワーク化、④経営形態の見直し）を踏まえて、現状を調査分析して取りまとめ、「小田原市立病院新改革プラン（仮称）」の策定支援をするとともに、本病院の経営効率化に資することを目的とするものである。

### 2 業務名称

小田原市立病院新改革プラン策定支援等業務委託

### 3 業務期間

契約締結の日から平成28年12月28日まで

### 4 業務内容

#### (1) 新公立病院改革プラン策定支援

ア 「新ガイドライン」にある4つの視点である①地域医療構想を踏まえた役割の明確化、②経営の効率化、③再編・ネットワーク化、④経営形態の見直し、を踏まえて、経営分析その他幅広い視点による調査分析（収支見直しを含む）をし、改革プランの素案を作成する。

イ 改革プランの案の作成にあたっては、「小田原市病院運営審議会」及び「小田原市立病院経営戦略委員会」における説明資料の作成、出席、説明等の支援を行う。

#### (2) 病院事業の経営分析及び課題事項に対する具体的な取組策支援

本病院の根本的課題を明らかにし、具体的かつ実効性のある本病院経営効率化のための施策の支援を行う。

#### (3) その他目的達成のため必要となる業務に係る支援業務

(1) 又は (2) に明記されていない事項でも目的を達成するために必要と認められるものは、甲乙の協議の上、決定する。

## 5 業務履行場所

小田原市久野46番地 小田原市立病院

## 6 委託金額

上限金額は、12,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

## 7 プロポーザルの日程

### (1) スケジュール

項目	日程
① 仕様書及び実施要領配布	平成28年5月19日（木）
② 実施要領等に関する質問票提出期限	平成28年5月25日（水）
③ 実施要領等に関する質問票回答日	平成28年5月27日（金）
④ 参加申込書提出期限	平成28年6月1日（水）
⑤ プロポーザル参加資格結果通知書の送付	平成28年6月3日（金）
⑥ 提案書の提出期間	平成28年6月6日（月）～ 平成28年6月20日（月）
⑦ プレゼンテーションの実施日	平成28年6月30日（予定）
⑧ 審査結果の通知・公表	平成28年7月上旬（予定）
⑨ 契約日	平成28年7月上旬（予定）

## 8 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加するには事業者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者
- (2) かながわ電子入札共同システムに登録されているもしくは契約締結時までに登録が予定されている者
- (3) 過去5年間（平成23年度から平成27年度まで）に300床以上の公立病院において、「小田原市立病院新改革プラン策定支援等業務委託仕様書」に定める業務内容に相当する業務実績があること。

## 9 参加申請等

下記の申請書等書類を提出すること。

### (1) 提出書類及び部数

提出書類	様式	部数
プロポーザル参加申込書	様式第1号	1部
事業者概要書	様式第2号	10部
事業者パンフレット	任意形式	10部

### (2) 提出期限

平成28年6月1日（水）午後5時まで（必着）

(なお、平日の午前9時から午後5時までを受付時間とする。)

(3) 提出方法

小田原市立病院経営管理課に直接持参または書留郵便により提出すること。

(4) 参加申込結果通知

参加申込書を受理後、遅滞なく参加資格について審査を行い、その結果を参加申込結果通知書により通知する。

10 質問及び回答

(1) 質問票の提出

(2) 説明会は開催しないので、質問については質問票（様式第3号）により提出すること。

ア 提出期限

平成28年5月25日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

FAX、電話及び来院による直接の質問には応じない。

送付先：小田原市立病院 経営管理課

メールアドレス：keikan@city.odawara.kanagawa.jp

(3) 質問票の回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、ホームページ上で公開する。ただし、回答できる質問については、平成28年5月27日（金）までに回答する。なお、質問に対する回答の公表をもって、本要領の追加又は修正とみなすものとする。

11 提案書の提出

(1) 提案書類及び部数

提出書類	様式	提出部数
提案書提出届	様式第4号	1部
提案書	A4両面概ね20枚以内 任意様式	10部
見積書及び見積内訳書	A4 任意様式	1部

(2) 提出期限

平成28年6月20日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

提出提案は、1者1案のみとし、直接持参または書留郵便により提出すること。

提出できる時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

〒250-8558 小田原市久野46番地

## 1 2 審査要領

- (1) 本プロポーザルによる審査・評価は、「(仮称)小田原市立病院新改革プラン策定支援等業務委託プロポーザル審査委員会(以下、審査委員会)」において提出された提案書等により行うものとする。
- (2) 審査委員会は、提案書の内容とプレゼンテーション、見積金額等について総合的に判断し、評価の合計点が最上位であるものを最優秀提案者として選定する。

なお、5者を超える提案書の提出があった場合は、評価項目に基づき提案書により、1次審査を行うものとする。評価合計点数の高いものから5者を選定し、選定された者の中から2次審査を行うものとする。
- (3) プレゼンテーションの実施

2次審査に進む事業者に対して、提案内容についての質疑及び補足説明を求めため、プレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

実施時期は、平成28年6月30日(木)を予定しており、詳細について、改めて、通知する。

また、プレゼンテーション用の補足資料を提案書とは別に用意し、プレゼンテーション当日に配布することを可能とする。
- (4) 評価項目

評価項目は、以下のとおりとし、提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価する。

  - ア 会社の安定性、経営状況

会社の安定性・経営状況(過去3年間の経常収支等)は適当か。
  - イ 事業実施体制

事業実施に関する相当な知識と技術を有する担当者の配置、人員数は適当か。担当者の実績は十分か。
  - ウ 業務スケジュール

適切なスケジュールとなっているか。また、打合せの回数、内容は事業遂行に十分なものか。
  - エ 受託実績及び成果

本業務を適正に実施できる会社の実績及び成果を有しているか。
  - オ 改革プラン策定に関する支援内容

新公立病院改革プラン策定支援の内容並びに市及び受託者の果たすべき役割の提案があるか。また、その内容が優れているか。
  - カ 経営分析の内容及び手法
    - ①小田原市立病院の特色、現状、課題について理解しているか。
    - ②経営分析を実施するに当たり、その内容及び手法について優れているか。
  - キ 見積金額
- (5) 契約交渉の相手方の選定

上記の評価項目に基づき審査委員会において評価を行い、評価の合計点が基準点を超えた提案者の中から、最上位であるものを最優秀提案者とし、次位であるものを次点提案者として選定する。

(6) 審査結果通知

平成28年7月上旬頃に書面により通知する。なお、審査結果についての異議は認めないものとする。また、審査結果の開示を理由とした他者提案の閲覧請求は受けつけないものとする。

1.3 契約の手続き

審査結果により、最優秀提案者と契約内容についての協議を経て、随意契約により契約を締結する予定である。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点提案者と協議に入るものとする。

1.4 その他

- (1) 提案者は、応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 申請書等の作成・提出に要する費用その他応募に必要な費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザルの審査以外に無断で利用しない。
- (4) 提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は、認めない。
- (5) 虚偽の内容を含む提案及び参加資格のない者のした提案は、無効とする。
- (6) 提出された書類は、審査のために複製することがある。
- (7) 契約手続きを行った事業者の提案書は、小田原市情報公開条例（平成14年12月25日条例第32号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

1.5 問い合わせ先

担当部署：小田原市立病院 経営管理課（小林、小野）

所在地：〒250-8558 小田原市久野46番地

電話：0465-34-3175

E-Mail：keikan@city.odawara.kanagawa.jp